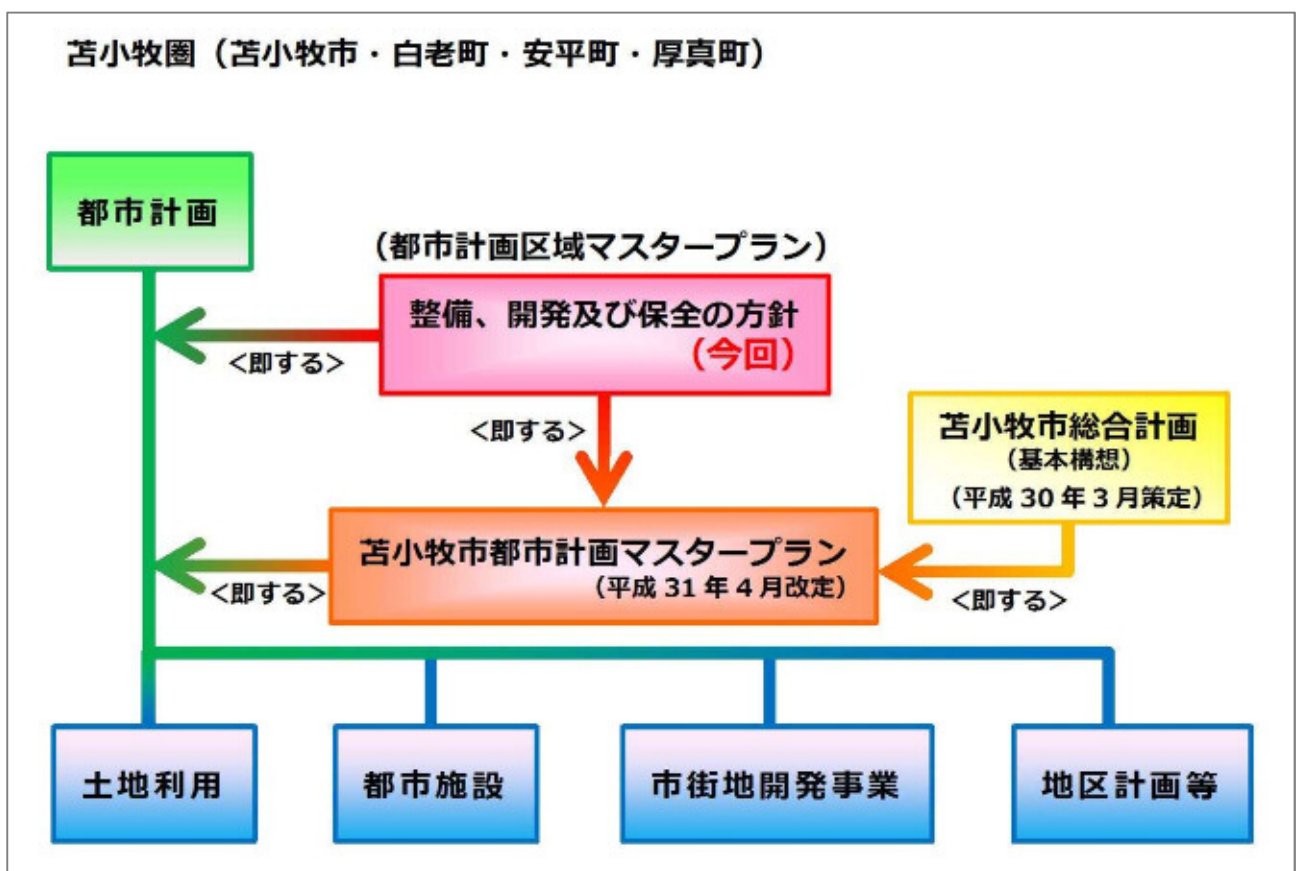


1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

○「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」は、都市計画法(第6条の2)に基づき、都市計画区域ごとに北海道が定める都市計画の方針で、全ての都市計画はこれに即することとされています。

北海道内においては、99市町で計79の都市計画区域を有しており、令和2年度迄に全ての区域でこのマスタープランについて定時見直しを行うこととしております。

・都市計画の体系図



2. 整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に定める事項

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）には、都市計画法（第6条の2）に基づき、次の事項について定めています。

・整備、開発及び保全の方針に定める事項

整備、
開発及び
保全の方
針に定め
る事項



I 都市計画の目標

- ・ 基本的事項（目標年次、範囲・規模）
- ・ 都市づくりの基本理念



II 区域区分の決定の有無及び区域区分の方針

- ・ 区域区分の有無
- ・ 区域区分の方針（おおむねの人口・産業・市街化区域の規模を定める）



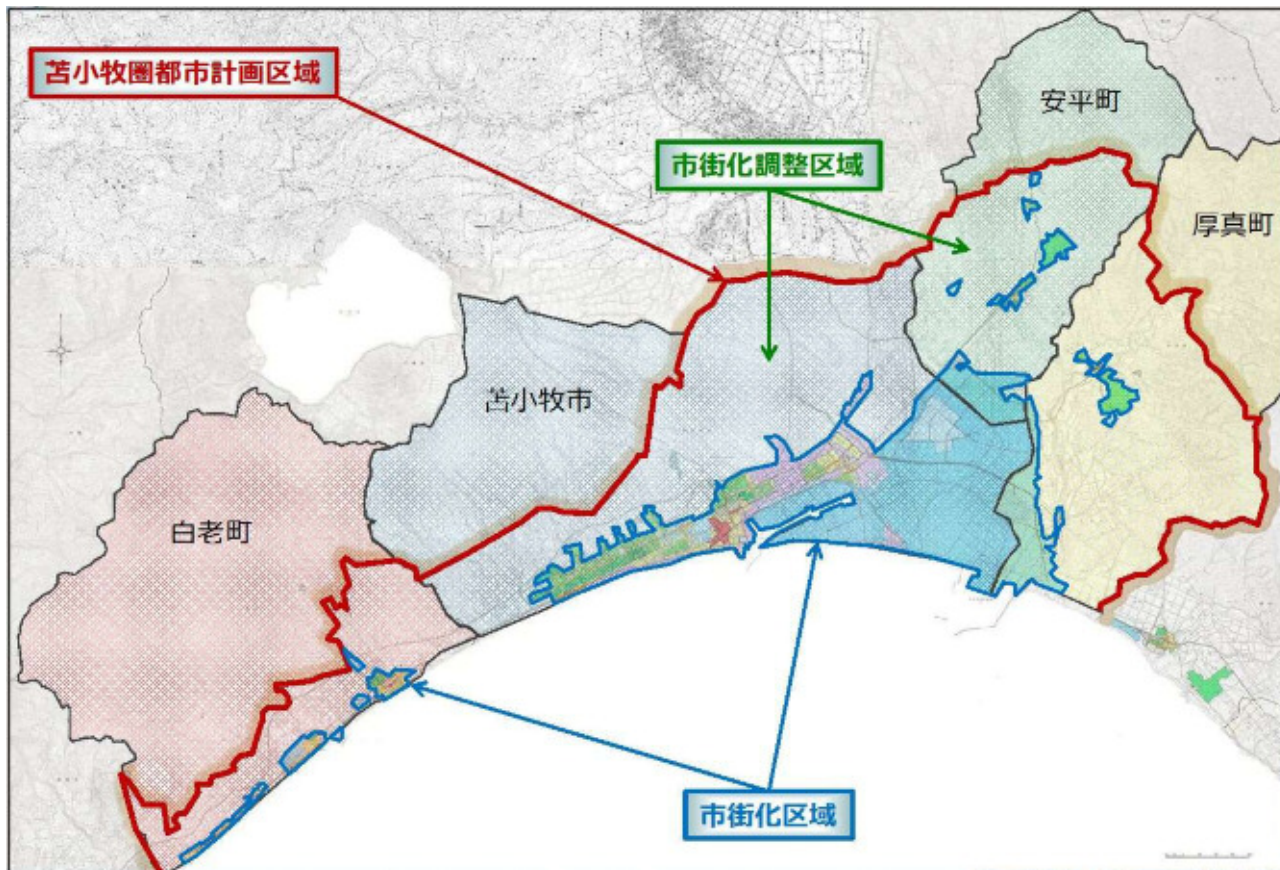
III 主要な都市計画の決定方針

- ・ 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

3. 苫小牧圏都市計画区域（苫小牧市、白老町、安平町、厚真町）

○苫小牧圏都市計画区域は、本市を母都市として近隣の白老町、安平町、厚真町の1市3町で構成され、都市計画について圏域内相互の連絡調整を図ります。

・苫小牧圏都市計画区域



4. 苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の経過

○苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、見直しの経過は以下のとおりです。

<当初決定>

・平成17年決定 → 目標年次：平成22年

<第1回定時見直し>

・平成22年決定 → 目標年次：平成32年（令和2年（2020年））
（平成27年：一部中間見直し）

<第2回定時見直し（今回）>

・令和2年（2020年） → 目標年次：令和12年（2030年）

苫小牧圏都市計画区域（苫小牧市・白老町・安平町・厚真町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、苫小牧圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市町名	範囲	面積
苫小牧圏都市計画区域	苫小牧市	行政区域の一部	約 37,493 ha
	白老町	行政区域の一部	約 9,858 ha
	安平町	行政区域の一部	約 13,784 ha
	厚真町	行政区域の一部	約 21,449 ha
	合計		約 82,584 ha

2. 都市づくりの基本的理念

本区域は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置し、その南側は太平洋に面し、北東側の日高山系、北西部の支笏火山系にはさまれた勇払原野によって形成され、東部地域は農業を中心に、中央部から西部は工業を中心に発展してきた。

本区域は、この勇払原野を中心とし西部の海岸線に沿った平野部に展開する白老町、苫小牧市と、安平川、厚真川の各河川流域平野に広がる安平町、厚真町の1市3町で構成されている。

苫小牧市は、苫小牧港や新千歳空港を背景とした交通の要衝に位置し、各種産業が立地する産業拠点都市として発展しており、今後さらに苫小牧港の機能強化や東部地域の産業・技術交流拠点の形成、空洞化がみられる中心部における多様な都市機能の充実やにぎわいと魅力ある空間形成など、豊かな自然と安心して快適な暮らしを未来に残していくよう、理想の都市像である「人間環境都市」の創造を目指している。

白老町は、高速道路や港湾等を有する恵まれた土地条件を活かし、工業都市として、また観光都市として発展しており、恵まれた自然環境と多様な産業との調和によるまちづくりを進める中で、まちや自然を守り、育て、創り、人とまちのつながりを大切にして「持続可能な人とコミュニティのつながるまちづくり」を目指している。

安平町は、新千歳空港、苫小牧港及び高速道路に隣接するなど交通・物流の要衝地として恵まれた立地条件にあり、まちの中心部を流れる安平川の恵による緑豊かな自然を活かした農業を基幹産業とし、更に軽種馬生産地として発展してきた。

今後も恵まれた自然環境や立地条件を活かしながら、「子育て・教育」「移住・定住対策」「回遊・交流促進」の政策分野に力を入れ、将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまちを目指している。

厚真町は、基幹産業である農業の振興を重視しつつ恵まれた立地を活かし、豊かな自然環境と調和した魅力ある住宅地の形成を図ってきた。

今後も、恵まれた地域資源を最大限に活かし、第1次産業の生産力が維持され第2次産業・第3次産業と連携することで地域内循環を生み、住民が安心して暮らし続け、町外から人が訪れ多くの方が定住し、すべての住民が幸せを実感できるまちを目指している。

本区域は、これらの基本目標を踏まえ、産業拠点都市として発展を続ける苫小牧市を中心に、都市機能の調和を図りつつ、未利用地等を有効活用しながら秩序ある整備を進め、快適な広域都市圏の形成・防災性の向上に努めるとともに、持続可能な都市経営・低炭素型の都市構造を実現するため、コンパクトなまちづくり及びこれと連携した公共交通のネットワークの形成を進める。

また、平成30年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、本区域東部を中心に甚大な被害を受けたことから、震災からの早期復興を進める。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域は、海・陸・空の交通の要衝に位置し、道央圏の中核的都市圏として都市機能や各種産業が集積する等、着実に発展してきた。

また、少子高齢化の進展等により人口は減少傾向にあるが、世帯数の増加や産業の集積など、郊外部における開発圧力は強い状況にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林漁業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年)
都市計画区域内人口	200千人	おおむね 181千人
市街化区域内人口	191千人	おおむね 175千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年)
生産規模	工業出荷額	15,736億円	25,213億円
	卸小売販売額	5,620億円	4,706億円
就業構造	第1次産業	3.9千人(4.7%)	3.6千人(4.1%)
	第2次産業	22.2千人(26.1%)	19.8千人(23.0%)
	第3次産業	58.7千人(69.2%)	62.9千人(72.9%)

(注) 生産規模の令和12年(2030年)推計値は平成27年(2015年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 20,042 ha

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、2 高速 5 放射の主要幹線道路等を基軸とし、主要用途を適切に配置しながら、計画的に市街地整備を進めてきた。

しかしながら、本区域の中心市街地においては、郊外部への居住人口の流出や商業施設の立地、さらには全国的な景気の低迷と消費行動の多様化等により、商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、中心市街地の再生・再構築が求められている。

また、人口増加に伴い拡大してきた市街地における都市機能の拡散が都市計画上の課題となっている。

このため本区域においては、人口の減少、少子高齢社会等、都市をとりまく環境の変化に対応し、コンパクトで地域の特性を活かしたまちづくり、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、苫小牧市の明德町地区、日新町地区、住吉・双葉・三光町地区、J R 沼ノ端駅周辺や 3・2・12 号双葉三条通（一般道道苫小牧環状線）及び 3・1・5 号明野南通（国道 36 号及び市道明野南通）等の幹線道路沿道に配置し、周辺の住環境に配慮した上で、沿道サービス施設や近隣住民のための生活利便施設等が立地する住居と商業が複合した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周辺、都市内幹線道路沿道及び土地区画整理事業や開発行為等により計画的に整備された住宅地に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成・保全を図る。
- ・専用住宅地は、苫小牧市の錦西ニュータウン地区、錦岡丘陵地区、しらかば町地区、桜坂町地区及び三光町地区、白老町の若草町地区、緑丘地区、末広町地区、栄町地区、川沿地区及び字萩野地区の一部、安平町の早来北進地区、厚真町の豊沢地区、新町地区及び本郷地区に配置し、低層専用住宅地として良好な住環境の形成・保全を図る。
- ・用途の純化や必要に応じて地区計画制度等の活用をすることにより、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図る。
- ・苫小牧東部地域における産業空間の展開に応じ必要となる住宅地については、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、適切に確保する。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、苫小牧市の J R 苫小牧駅周辺から市役所に至る一帯に配置し、道央広域連携地域胆振地域東部における広域的な拠点として、商業・業務・医療・

福祉、文化・交流等の高次都市機能の集積を図るとともに、ユニバーサルデザイン等、高齢化社会に対応した拠点として機能及び環境の充実を図る。

- ・地域商業業務地は、中心商業業務地の周辺に広がる小売店連担地区、苫小牧市のしらかば町地区、見山・花園町地区、大成・新富町地区、双葉・音羽町地区、三光町地区、三光・日の出町地区及びJ R 沼ノ端駅周辺、白老町のJ R 白老駅の周辺地区、安平町の早来大町地区、厚真町の厚真中央地区に配置し、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図る。
- ・小売店やサービス業等が立地する主要幹線道路沿道は、沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導する。
- ・白老町の竹浦地区から虎杖浜地区にかけての3・2・501号苫小牧白老通（国道36号）の沿道については、沿道商業業務地として、既存の温泉施設等を含む観光レクリエーション施設の集積により、地域特性を活かした広域観光拠点の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は、苫小牧港臨海地区、苫小牧市の王子・木場町地区及び沼ノ端・勇払地区、白老町の石山工業団地、北吉原地区及び緑町地区、安平町の早来臨空工業団地、安平工業団地及び北町工業団地に配置し、各種産業が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、苫小牧市の錦岡地区、新明・あけぼの町地区、新開・柳町地区、沼ノ端地区、ウトナイ地区、勇払地区及び各市町の市街地の幹線道路沿道に配置し、軽工業施設等の集積を図る。
- ・流通業務地は、苫小牧港西港区において倉庫業、運送業等が集積している元中野・港町地区、入船町地区、船見町地区及び一本松地区を中心に、また、運送業及び卸売業が集積している新明・あけぼの町地区、新開・柳町地区、沼ノ端地区の幹線道路沿道、北栄・ウトナイ地区及び植苗地区に配置するとともに、白老町にある石山地区を中心に卸売や物流の拠点として施設整備を進め、機能の充実を図る。
- ・苫小牧東部地域については、苫小牧東部開発新計画及び苫小牧港港湾計画の土地利用計画等と整合を図り、物流機能、産業機能及び研究開発機能を配置する。
- ・一般工業地及び流通業務地については、特別用途地区等の指定により、工業・流通業務地として合理的な土地利用の誘導を図る。
- ・苫小牧港については、臨港地区を定め、苫小牧港港湾計画に基づく適切な土地利用を図る。

④ 生活拠点

- ・苫小牧市の明德町地区、日新町地区、住吉・双葉・三光町地区及びJ R 沼ノ端駅周辺に「医療・福祉施設、生活利便施設、公共公益施設、子育て施設等」を複合的に集約した拠点を配置し、これら拠点が交通結節機能を併せ持つことにより高齢化社会に対応した分節型・集約型都市構造の形成を図る。
- ・厚真町の京町・新町地区周辺及び上厚真地区に「生活利便施設、公共公益施設、防災関連施設、再生可能エネルギー利活用施設等」を複合的に配置及び集約し災害時の被災者に対応した都市構造の形成を図る。

⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・苫小牧市の糸井鉄南地区、日吉町地区、元中野町地区及び北光町地区については、工業地から住宅地へ、錦西ニュータウン地区、J R 錦岡駅前地区、3・2・12 双葉三条通沿道、3・4・30 三条通沿道、3・2・501 苫小牧白老通（国道36号）沿道、

本町地区、3・3・23 汐見通沿道、J R 苫小牧駅北地区、3・3・24 緑町二条通沿道及び若草町地区については、商業地から住宅地へ、今後の土地利用の動向等を見極めながら用途転換を進める。

- ・住宅地・商業地・工業地が隣接する地区は、住環境の保全及び産業活動の利便性増進の観点から、相互の緩衝帯としての役割を担う土地利用の転換を検討する。
- ・苫小牧市錦岡地区の3・2・501 苫小牧白老通（国道36号）沿道については、工業地への用途転換を進め、広域的な交通に対応した沿道サービス施設及び流通・業務施設の立地誘導を図る。
- ・都市機能の混在が見られる準工業地域については、用途の純化や特別用途地区等を活用することにより、地域特性を踏まえた適切かつ計画的な土地利用を図る。
- ・苫小牧港臨港地区及び白老港臨港地区については、港湾計画に基づく適切な土地利用を図る。
- ・白老町のJ R 白老駅北地区については、工業地及び住宅地から商業業務地に転換し、利便性の高さを活かした商業機能の集積により、効率的な土地利用を図る。
- ・白老町のJ R 萩野駅周辺及び北吉原地区の商業地については土地利用の動向から住宅地への転換を図る。北吉原地区については、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、工業地に隣接する住宅地の一部を工業地に転換し、周辺の工業地と一体的な土地利用を図る。竹浦地区及び虎杖浜地区については、土地利用の動向等を踏まえ住宅地の一部を商業業務地に転換し、既存の温泉施設等を含めて観光レクリエーション施設の集積により、効率的な土地利用を図る。
- ・白老町のポロト湖周辺地区については、「民族共生象徴空間」基本構想に基づき、用途地域の見直しを含めて適切な土地利用を検討する。
- ・厚真町の新町地区については、宅地造成や震災に伴う公営住宅の建設、社会福祉施設の再建等による市街地整備を予定していることから、用途の純化等により、適正かつ計画的な土地利用を図る。
- ・厚真町の上厚真地区については、公営住宅の建替による集約化や宅地造成等に伴う一般住宅の建設及び震災に伴う公営住宅の建設が進んでいることから、一般工業地から一般住宅地に用途地域を見直し、良好な住環境の形成を図る。
- ・市街地に点在する不適格建築物については、計画的な誘導を図り、用途の純化に努める。

（2）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地については、それぞれ地区の特性に応じて適切な密度の利用を基本とし、良好な住環境の形成及び保護を図る。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地は、賑わいを創出するための多様な機能の集積を図るよう、高密度の利用を基本とする。地域商業業務地及び沿道商業業務地は、中密度の利用を基本に、地区や幹線道路の特性に応じて適切な密度の利用を図る。
- ・工業・流通業務地のうち、専用工業地、一般工業地及び流通業務地については、中密度の利用を基本に、工業・流通業務地としての適切な密度の利用を図る。

（3）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・苫小牧市の中心商業業務地及びその周辺については、必要に応じて指定容積率や高度利用地区の見直しを行い、高度利用を図る地区を限定させることにより高層建築物の集積を促すとともに、未利用地の有効活用及び老朽化建築物の更新を促進する。
- ・苫小牧市の地域商業業務地であるJ R 沼ノ端駅周辺については、土地利用の高度化により、複合的な都市機能の集積を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 苫小牧市の錦西ニュータウン地区、錦岡丘陵地区、糸井団地、桜坂町地区、有珠の沢町地区、三光町地区、高丘地区及びウトナイ地区、白老町の末広地区、緑丘地区及び栄町地区、安平町のあけぼの団地、さつき団地、雪だるま団地、JR遠浅駅前団地、遠浅アイリス団地及びJR安平駅前団地、厚真町の表町ハートフルタウン地区、新町パークタウン地区、豊沢ルーラルビレッジ地区・フォーラムビレッジ地区及び上厚真柏地区等、計画的開発が進められた住宅地については、景観に配慮した良好な居住環境の維持形成を図る。
- ・ 苫小牧市の都心部に近接する住宅地は、都市施設や生活環境施設が整備され利便性が高いことから、老朽化した建築物の建て替えや公共施設の改築等を推進し住環境の向上を図り、活気のあるまちなみ形成に努める。
- ・ 苫小牧市の市街地においては、延焼の危険性等を適切に評価した上で、防火地域及び準防火地域を指定し、市街地の防災性能の維持・向上を図る。
- ・ 安平町の早来栄町地区、厚真町の京町地区、本町地区、錦町地区、新町地区、本郷地区及び上厚真地区等の既成市街地の住宅地は、住環境の維持保全を図る。
- ・ 老朽化した公営住宅が立地する苫小牧市の日新町地区、日吉町地区、光洋町地区、青葉・大成・弥生町地区、山手町地区、旭・末広・高砂町地区、沼ノ端地区及び勇払地区、白老町の高砂町地区、緑丘地区及び字萩野地区、安平町の早来大町地区及び早来北町地区、厚真町の本郷地区、表町地区及び上厚真地区については、公営住宅整備事業や個別改良事業等により住環境の維持・改善を図る。
- ・ これまで良好な居住環境が保たれてきた地区においては、地区計画制度等の積極的な活用により、今後ともその環境の保全を図る。
- ・ 本区域では、市街化調整区域だけでなく市街化区域内の未利用地においても増加している再生可能エネルギー発電施設について、条例等により良好な住環境の保全を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街化区域内にある社寺等で特に歴史的、環境的に良好な自然景観を有している区域は風致の維持を図る。
- ・ 自然的環境を有し、環境の保全、公害及び災害の防止、景観の向上のため特に必要な緑地は、今後も適正な保全を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として市街化区域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化の抑制に努め災害被害の軽減を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている苫小牧市の有珠の沢町地区、白老町の白老末広5丁目地区、安平町の早来新栄地区、厚真町の吉野地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 平成30年北海道胆振東部地震において砂防区域等として指定された地区については、居住の抑制に努め災害被害の軽減を図る。
- ・ 火山噴火による大規模な災害発生の恐れがある区域は土砂災害対策を促進する。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

苫小牧市の樽前ガロー地区、北大苫小牧研究林、トキサタマップ湿原、ウトナイ湖周辺、美々川流域及び弁天沼周辺、白老町のポロト湖と自然休養林、白老川、ウヨロ川、敷生川流域及びヨコスト湿原地内に点在する湖沼群、河川、海浜等の景勝地並びに市街地を取り巻く多くの山林原野等については、住民の憩いの場または自然地として保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・苫小牧港の臨海地区については、港湾整備事業が予定されており、同事業の竣工時期にあわせて区域区分、用途地域及び臨港地区の見直しを行い、適切な港湾土地利用及び港湾機能の充実を図る。
- ・白老港の第3商港区については、公有水面埋立事業による港湾施設整備が進められており、同事業の竣工時期にあわせて区域区分、用途地域及び臨港地区の見直しを行い、適切な港湾土地利用及び港湾機能の充実を図る。
- ・安平川については、河道内調整地の整備事業が予定されており、同事業の竣工時期が明らかになった段階で、必要に応じて市街化調整区域への編入を検討する。
- ・長期未利用地となっている苫小牧市の錦西ニュータウン地区、錦岡丘陵地区及びはまなす町地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら市街化調整区域への編入を検討する。
- ・3・2・509号美沢新千歳空港通（主要道道新千歳空港線）と千歳恵庭圏都市計画道路3・2・54号空港泉沢大通（一般道道泉沢新千歳空港線）との交点周辺については、地区計画等を活用し、周辺環境と調和した新千歳空港の機能強化、機能拡充に資する限定的な土地利用を進める。
- ・都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例指定区域及び苫小牧市の植苗星ヶ丘地区については、生活環境の整備に努め、周辺の自然環境等と調和した地域コミュニティの形成及び維持を図る。
- ・旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な生活環境を維持する。
- ・白老町のポロト湖周辺地区については、「民族共生象徴空間」基本構想に基づく土地利用に適切に対応するとともに、同構想を踏まえた都市基盤整備を進める。
- ・優良田園住宅等の田園居住やグリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域や森林地域の新たな交流の促進など、市街地から離れた自然豊かな地域での居住ニーズ等が高まっていることから、農林業との健全な調和と連携を図りながら、必要に応じて地区計画制度や開発許可制度を活用することにより、周辺環境と調和し良好な自然環境を活かしつつ保全する適切な土地利用を図る。
- ・人口減少・高齢化の進行等により、本区域の市街化調整区域において空き家が多数発生し、地域活力の低下等の課題が生じていることから、地域の実情に応じて、都市計画法第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による既存建築物の用途変更の許可制度を活用することにより、観光振興等による地域再生や既存コミュニティの維持を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、国際拠点港湾苫小牧港や新千歳空港による国内外との結節や、広域幹線道路により道央と胆振、日高地方の交通結節点としての機能を有している。また、苫小牧港及び苫小牧東部地域は北海道における物流及び工業開発の拠点地域としての役割を担っている。

本区域の骨格となる道路については、北海道縦貫自動車道、日高自動車道及び主要幹線道路で構成される2高速5放射道路やこれらを補完する幹線道路等により、苫小牧港や新千歳空港と連絡し、他圏域との広域的なネットワークを形成している。

今後、港湾及び航空需要の増大や苫小牧東部地域開発の進展に伴う広域交通及び域内交通の増加が予想されることから、東胆振全体を商圏とする苫小牧市内において、自動車交通の輻輳を招くとともに、東西に長く奥行きが狭い地形とJR室蘭本線による市街地分断は、都市機能の障害となることが想定される。

このため、北海道縦貫自動車道に新たなインターチェンジを設置するなど、広域的な道路網の形成に努めるとともに、域内交通にも対応した交通体系の確立を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾及び苫小牧東部地域開発に伴う広域交通と、域内交通の発生集中に対応したネットワークを形成するとともに、「物の流れ」と「人の動き」を把握し、公共交通との適切な役割分担を図り、効率的な総合交通体系の確立に努める。
- ・公共交通の充実及び交通結節点の機能強化を図り、公共交通の利用を促進するとともに、バリアフリー化の推進により安心して歩くことができる歩行空間づくり、また、自転車利用を促進するため、自転車道路のネットワークの形成を図る。
- ・本区域においては、持続可能な地域公共交通に関する計画を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る。
- ・火山噴火や大規模地震等の災害に対し、円滑な緊急避難、緊急物資輸送及び救助活動等が広域的に行えるように幹線道路の充実を図る。
- ・3・2・501号苫小牧白老通（国道36号）が海岸線に近接していることから、津波や樽前山噴火等の災害に対応したリダンダンシー機能を有する広域幹線道路を検討する。
- ・苫小牧市の市街地の鉄道による南北交通の分断解消に努めるほか、コミュニティ道路、自転車歩行者専用道路等の整備を促進し、交通環境の向上を図る。
- ・施設整備にあたっては、交通需要に対応した計画的、段階的整備を行うとともに、安全でうるおいのある都市環境の創造に努める。
- ・苫小牧市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。
- ・苫小牧市及び厚真町は、北海道の物流の拠点である国際拠点港湾苫小牧港を有することから、多様な産業を支える工業・流通拠点として、港湾機能の確保及び充実に努めるとともに、広域交通の利便性の向上及びアクセス強化に努める。
- ・白老町は、物流の拠点である地方港湾白老港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。
- ・苫小牧東部地域においては、周辺市街地及び主要都市との有機的連携を図りな

から災害時における人的支援や物資の輸送路の確保として、新千歳空港と苫小牧東部地域を結ぶアクセス道路や3・1・504号苫小牧厚真通等の幹線道路の早期整備を図るとともに、段階的な土地利用に対応した都市計画道路の配置を検討する。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	0.62 km/km ²	0.62 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

北海道の物流の拠点として、一層の重要性が増す広域的な交通に対応する2高速5放射道路を配置する。

・自動車専用道路

道央広域連携地域の基軸となる2高速として北海道縦貫自動車道及び日高自動車道(1・3・601号苫東自動車道)を配置する。

・放射道路

都市圏内及び周辺都市圏を連絡する5放射道路として、3・1・2号美沢錦岡通(国道36号)、3・2・13号支笏湖通(国道276号)、3・2・501号苫小牧白老通(国道36号)、3・3・502号早来苫小牧通(国道234号)及び3・3・503号苫小牧鵲川通(国道235号)を配置する。

・幹線道路

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、3・1・3号臨海北通(一般道道上厚真苫小牧線)、3・2・12号双葉三条通(一般道道苫小牧環状線)、3・2・17号明野北通(一般道道苫小牧環状線)、3・2・104号石山西通(主要道道白老大滝線)、3・2・401号(主要道道千歳鵲川線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 駐 車 場

・駐車場については、駐車需要の実態を把握し、将来動向に即した駐車場の有効活用及び適正な配置検討を行う。

・安平町のあけぼの駐車場については、社会情勢や周辺土地利用の変化等を踏まえ、見直しの検討を行う。

c 交通結節点等

・3・3・28号駅前中央通(主要道道苫小牧停車場線)及び3・3・34号木場町中央通(市道木場町中央通線)にJR室蘭本線及び日高本線苫小牧駅の駅前広場を配置し、中核的な役割を担う交通拠点として、今後とも総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るよう交通結節機能を確保する。

・3・4・38号沼ノ端駅通(市道沼ノ端駅通)及び3・2・69号沼ノ端北大通(市道沼ノ端北大通)にJR室蘭本線及び千歳線沼ノ端駅の駅前広場、3・4・109号駅前通(一般道道白老停車場線)にJR室蘭本線白老駅の駅前広場、3・4・105号中央通(町道中央通り)に交通広場、3・4・304号早来駅前通(一般道道上幌内早来停止場線)にJR室蘭本線早来駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節機能を確保する。

d 空 港

苫小牧市と千歳市にまたがる新千歳空港については、国内線及び国際線需要の増加に対応するための整備に関する計画等を踏まえ、同空港の機能強化、機能拡充に資する施設や航空機整備関連施設等の立地を適切に誘導するとともに、空港へのアクセス強化による利便性の向上に努める。

e 港 湾

苫小牧港は、国際拠点港湾として、港湾計画に基づき、船舶の大型化と多様化する貨物需要に対応するため、港湾施設の整備を促進し、西港区と東港区が一体となった多様な機能が集積する総合的な港湾機能の形成を図るとともに、大規模地震災害時においても、必要な国内海上幹線物流機能、緊急物資輸送及び緊急避難等の機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

都市化の進展は、市街地の保水・遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

また、都市にうるおいを与える空間として、河川の持つ水と緑の水辺空間が見直されている。

このため、土地利用計画、河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

下水道については、浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び下水道資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

イ 河 川

河川については、自然生態系に配慮しつつ、親水空間の創出に努め河川改修を推進するとともに、市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図り、うるおいのある都市環境形成に向け総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)において95.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河 川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する治水の安全度の向上に努める。

さらに、水と緑のうるおいある水辺空間を形成するため、親水機能の向上を図る。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、各市町を排水区域とする公共下水道の整備を図るとともに、苫小牧公共下水道の高砂地区、元町地区及び勇払地区、白老公共下水道の高砂地区、安平公共下水道の早来地区及び安平地区、厚真公共下水道の表町地区にそれぞれ処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

- ・市街地を流れる幌内川、苫小牧川、有珠川及び勇払川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。
- ・安平川、厚真川、入鹿別川、明野川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、飛生川の改修を積極的に促進するとともに、流域内の各種開発事業等との調和を図りつつ、総合的な治水対策を図る。
- ・ラムサール条約に指定されているウトナイ湖に注ぐ美々川は、河川環境の保全、再生に資する整備の促進に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりとする。

- ・浸水被害を軽減するための雨水管整備や、苫小牧市の錦岡地区、糸井地区及び沼ノ端地区、安平町の安平地区における污水管整備を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新を行う。
- ・安平川、厚真川、入鹿別川、明野川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川及び飛生川については河川改修を促進し、特に安平川においては、弁天沼周辺の湿地環境の保全に配慮しながら河道内調整地整備の促進に努める。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められているごみ焼却場、病院、市場、と畜場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心商業業務地等については、市街地再開発事業を促進し、土地の高度利用と公共施設の整備改善を図り、商業業務機能の集積を図るとともに公共空地の確保、建築物の不燃、高層化に努める。

苫小牧市の東部地域、白老町の J R 白老駅北地区、安平町の早来大町地区、厚真町の新町地区及び上厚真地区は、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、必要に応じて土地区画整理事業等を活用し、土地の合理的利用増進を図る。

新市街地及び市街化進行地域については、土地区画整理事業等による計画的開発を図る。

また、土地区画整理事業の長期未着手地区については、人口減少等の社会情勢の変化や開発行為等による基盤整備状況を踏まえ、関係者等と十分調整した上で見直しを検討する。

(2) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。

- ・白老町 J R 白老駅北地区（土地区画整理事業等）
- ・安平町早来大町地区（土地区画整理事業等）
- ・厚真町新町地区（土地区画整理事業等）
- ・厚真町上厚真地区（土地区画整理事業等）

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、勇払原野や樽前山の麓に広がる広大な森林や湖沼をはじめとする豊かな自然に囲まれ、良好な都市環境が形成されている。

気候区分は、太平洋側西部に属し、夏は涼しく、さわやかで安定した気候の長い秋が続き、冬は積雪寒冷の厳しい北海道の中では比較的温暖で、積雪量も少ない地域である。

このような本区域の都市環境の現状を踏まえ、各市町が掲げるまちづくりの理念に基づき、自然、文化、伝統を後世に伝え、勇払原野の豊かな自然との共存を図りつつ、健全で文化的な魅力ある都市づくりを推進するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するよう緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・緑地系統の骨格を形成する緑として、市街化調整区域の緑を保全し、都市気象の緩和や環境への負荷軽減を図る。また、市街地の河川緑地とあわせて動植物の生息・生育環境として保全を図る。
- ・本区域の樹林地は、生活環境の快適性の確保や身近な自然環境として位置付け、適正な維持・管理に努めるとともに、新たな開発が必要な場合においては、豊かな自然との調和を図り、自然環境の保全に努める。
- ・生活環境の改善に資する身近な緑を確保するため、公園・緑地の整備を図るとともに、その他主要な公共、公益施設を、周辺の良い生活環境を提供する空間として位置付け、これらの適正な緑化とその維持・管理に努める。

b レクリエーション系統

- ・住区ごとに街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。
- ・増大するスポーツレクリエーション需要に対応する運動公園として、苫小牧市に緑ヶ丘公園、白老町に白老桜ヶ丘公園、安平町にときわ公園、厚真町にかしわ公園を配置する。
- ・多目的な利用にこたえる総合公園として、苫小牧市に錦大沼公園及び市民文化公園、安平町に大師ヶ丘公園を配置する。
- ・苫小牧東部地域においては、苫小牧東部開発新計画に基づき、多様で豊かな自然環境の保全や緑地の多角的な利用を進めるとともに、親水空間等の整備を図るなど、自然と共生する環境づくりに努める。

c 防災系統

- ・災害時における避難地や延焼遮断空間の機能を有する都市公園として、苫小牧市に中央公園やたくみ公園等を配置する。
- ・苫小牧市の緑ヶ丘公園を広域避難地の機能も兼ねた広域防災拠点とするとともに、必要に応じて広域避難地としての公園を各市町に配置する。
- ・河川空間は火災発生時の延焼遮断帯及び避難路として配置する。
- ・工業地においては、その周辺の良好な環境を保持するため、緩衝・遮断等の機能を持つ緑地を配置する。

d 景観構成系統

- ・樽前山の山麓に広がる樹林地、ウトナイ湖を中心とした湖沼・湿原の保全を図る。
- ・苫小牧東部地域は、広大な原野の空間特性を活かしながら、うるおいある緑の工業景観の形成を図る。

e その他の系統

- ・歴史的な意義を有する史跡白老仙台藩陣屋跡の緑地の保全を図る。
- ・ポロト湖畔のアイヌ文化復興等に関するナショナルセンターである民族共生象徴空間内に体験型のフィールドミュージアムとしての国立民族共生公園を配置する。
- ・苫小牧市に高丘霊園及び高丘第2霊園、白老町に白老霊園、安平町に早来墓園、厚真町に厚真中央霊園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置方針

コンパクトなまちづくりに対応するため、公園等の適正配置について統廃合を含めた検討を進める。また、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する観点から、長期未着手である公園等については、廃止を含めた見直しの検討を進める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・苫小牧市においては、都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画とする）」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設として定める。
- ・白老町、安平町及び厚真町においては、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「緑の基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全等の地域地区として定める。

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりとする。
運動公園については、苫小牧市の緑ヶ丘公園、厚真町のかしわ公園の整備を図る。